

観 参 第 2 1 2 号
平 成 3 0 年 9 月 7 日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興担当）



北朝鮮への旅行について

標記について、外務省より、別紙の平成30年9月4日付け「亜北2第10780号」により、北朝鮮への旅行について、企画旅行については企画・実施しない、また、手配旅行については旅行者に対して旅行を取りやめるよう勧めるといった適切な対応の依頼がありましたので、登録旅行業者等に周知をお願い申し上げます。

なお、（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会については、別添のとおり周知依頼済みです。

亜北2第 10780 号

平成30年9月4日

観光庁参事官（旅行振興担当） 殿

外務省アジア大洋州局
北東アジア第二課長



外務省領事局
海外邦人安全課長



北朝鮮への旅行について

平成28年2月以来、我が国独自の対北朝鮮措置の一環として、政府は、我が国から北朝鮮への渡航自粛を要請しています。

また、我が国は北朝鮮と国交を有しておらず、在外公館がありません。北朝鮮で事件・事故等に遭った場合、十分な対応をとるには困難があります。

本年9月9日の北朝鮮建「国」70周年記念日関連行事に際し、北朝鮮への渡航を希望する旅行者の方もいると承知しております。

貴官におかれましては、関係団体及び都道府県に対し、北朝鮮を目的地とする企画旅行については企画・実施しない、また、手配旅行については旅行者に対して旅行を取り止めるよう勧めるといった、上記の措置を踏まえた適切な対応を行っていただくよう、周知をお願いいたします。



事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 3 日

(一社) 日本旅行業協会 御中

観光庁参事官 (旅行振興担当) 室

北朝鮮への旅行について

標記について、我が国では北朝鮮への渡航自粛要請を含む一連の独自の対北朝鮮措置を実施しております。

外務省の海外安全情報 (危険情報) は、「渡航を自粛してください。」となっており、観光庁においても、平成 2 8 年 2 月 1 2 日付け観産第 6 7 9 号を発出し、北朝鮮を目的とする企画旅行については、企画・実施しないこと、手配旅行についても、外務省の危険情報を書面交付し、その趣旨及び内容を説明し、取りやめるよう勧めることとなっております。

現在も変わっておりませんので、この取扱いを徹底するよう貴協会の傘下会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

担当 : 観光庁参事官 (旅行振興担当) 室 吉田
0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (2 7 3 4 0)

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 3 日

(一社) 全国旅行業協会 御中

観光庁参事官 (旅行振興担当) 室

北朝鮮への旅行について

標記について、我が国では北朝鮮への渡航自粛要請を含む一連の独自の対北朝鮮措置を実施しております。

外務省の海外安全情報 (危険情報) は、「渡航を自粛してください。」となっており、観光庁においても、平成 2 8 年 2 月 1 2 日付け観産第 6 7 9 号を発出し、北朝鮮を目的とする企画旅行については、企画・実施しないこと、手配旅行についても、外務省の危険情報を書面交付し、その趣旨及び内容を説明し、取りやめるよう勧めることとなっております。

現在も変わっておりませんので、この取扱いを徹底するよう貴協会の傘下会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

担当 : 観光庁参事官 (旅行振興担当) 室 吉田
0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (2 7 3 4 0)